

## 特定路線価設定申出書の提出チェックシート

申出者氏名： \_\_\_\_\_

○ 「特定路線価設定申出書」を提出される場合は、次の事項のチェックをお願いします。

1 特定路線価の設定を必要とする年分の路線価は公開されていますか。	いいえ	当該年分の路線価の公開後にご提出いただくようお願いします。
↓ <input type="checkbox"/> はい		
2 特定路線価の設定を必要とする理由は、相続税又は贈与税の申告のためのものですか。	いいえ	相続税又は贈与税の申告以外の目的のためには、特定路線価の設定は行いません。
↓ <input type="checkbox"/> はい		
3 評価する土地等は、「路線価方式」により評価する地域（路線価地域）内にありますか。 ※ 財産評価基準書（路線価図・評価倍率表）でご確認願います。	いいえ	「倍率方式」により評価する地域内にある土地等は、原則として固定資産税評価額に所定の倍率を乗じて評価しますので、特定路線価の設定は行いません。
↓ <input type="checkbox"/> はい		
4 評価する土地等は、路線価の設定されていない道路のみに接している土地等ですか。	いいえ	原則として、既存の路線価を基に画地調整等を行って評価しますので、特定路線価の設定は行いません。 評価方法など不明な点につきましては、相続税又は贈与税の納税地を管轄する税務署にご相談ください（注2）。
↓ <input type="checkbox"/> はい		
5 特定路線価の設定を要する道路は、「建築基準法上の道路等」(注1)に該当しますか。 ※ 該当するかどうかご不明な場合は、都道府県又は市区町村の部署（建築指導課等）で確認することができます。	いいえ	
↓ <input type="checkbox"/> はい		
<b>特定路線価の設定が必要な場合は、「特定路線価設定申出書」を提出してください。</b> ※ 「特定路線価設定申出書」の提出時には、このチェックシートも併せて提出してください。		

(注1) 特定路線価は、原則として「建築基準法上の道路等」に設定しています。

なお、「建築基準法上の道路等」とは、建築物の建築に必要とされる道路等であり、次のものをいいます。

① 「建築基準法第42条第1項1号～5号又は第2項」に規定する道路

② 「建築基準法第43条第2項1号又は2号」の規定に該当する又は該当することが確実と認められる建築物の敷地に面する道

(注2) 税務署での面接による個別相談は、事前予約制とさせていただきます。納税地を管轄する税務署での個別相談を希望される場合は、あらかじめ電話で相談日時をご予約ください（自動音声に従って「2」を選択してください）。

(注3) このチェックシートについての不明な点につきましては、特定路線価を設定する土地等の所在する地域の評価担当署の評価専門官（裏面参照）にご相談ください。

(注4) 特定路線価の設定申出に対する回答には、おおむね1か月程度の期間を要します。

## 特定路線価評定担当署一覧

下表の「対象地域」欄の地域に存する土地等に係る特定路線価の設定は、「評定担当署」欄の税務署が行います。

評定担当署	対象地域
〒690-8505 松江市向島町 134 番 10 号 松江地方合同庁舎 松江税務署 評価専門官 電話 0852-21-7711 (代表)	鳥取県及び島根県全域
〒700-8655 岡山市北区天神町 3 番 23 号 岡山東税務署 評価専門官 電話 086-225-3141 (代表)	岡山県全域
〒730-0012 広島市中区上八丁堀 3 番 19 号 広島東税務署 評価専門官 電話 082-227-1155 (代表)	広島県全域
〒753-8509 山口市中河原町 6 番 16 号 山口地方合同庁舎 2 号館 山口税務署 評価専門官 電話 083-922-1340 (代表)	山口県全域

(注) 各税務署の電話は、自動音声により案内していますので、問合せをされる場合は「2」を選択してください。